佐藤大介 編·著

丸吉皆川家日誌 慶応三年九月~十二月 鉄虎堂電子拾遺

1

## 本書(PDFファイル)の利用にあたって

1, 本書の著作権者は佐藤大介です。

2 本書に用いられている情報を利用する場合、書誌情報および掲載URLの

表示をお願いします。

また、本書の情報を再利用する場合には、

機械的な解析処理等に用いる場

合を除き、改変を認めないものとします。

商用利用についても認めないものとします。

3

本書の印刷・出版に関する諸権利は、編者に属します。本PDFファイル の組み版のまま、およびテキストデータを抽出して別途版下を作成し、印

刷・頒布・出版することは認めません。

4 本書の内容を用いた学術、教育、文化活動などで成果物を出された場合、 1部の提供をお願いいたします。

\* クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND

https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja

鉄虎堂電子拾遺 1

丸吉皆川家日誌 慶応三年九月~十二月

発行日 二〇二〇年三月三一日

発行者 佐藤大介研究室

〒九八〇—八五七二

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八—一

東北大学災害科学国際研究所

〇二二二一七五二一二二四三 dsato@irides.tohoku.ac.jp

編著者 佐藤大介 青葉山古文書の会

制作所 蕃山房

《研究代表者・佐藤大介》による成果の一部である。 \*本書は、文科省科研費・基盤研究(B)課題番号 19H01293

鉄虎堂電子拾遺

丸吉皆川家日誌 慶応3年9月~12月

本書の利用にあたって

凡例

慶応3年9月

慶応3年11月

慶応3年10月

慶応3年12月

31 18 10 8

1

目次

凡例

この史料集は、磐井郡藤沢町(現岩手県一関市藤沢町)の商家・丸吉皆川 家の代々の当主が記した、天明四年(一七八四)頃より明治五年(一八七二)

九月から同年十二月の部分を翻刻したものに基づいている。

までの日誌のうち、六代目当主・皆川喜平治が記した、慶応三年(一八六七)

史料集には、現所蔵者の皆川龍一氏の了承の上で、当時の政治・社会・文

化および環境などについて調査研究する上での参考となる記事を収録し

漢字は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名など、原史料の 標記通りとした部分もある。

助詞として用いられている「与(と)」、「者(は)」、「江(え・へ)」、「而(て)」、「ニ 而(にて)」「而巳(のみ)」および「并(ならび)」は、原史料の表記のま ま、活字を小さくした。

- 、「ハ、(はば)」、「ツ、(ずつ)」、については原表記通りとした。
- 一、「〆」については、銭の単位や重さを示す場合には「貫」に改めた。
- 一、「ゟ(より)」、「ヿ(こと)」などの合字については原則として現行の仮名 に改めた。
- 、本文には編著者が適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 原史料中の欠字は一文字あけ、平出・台頭は原則として原史料の表記に従っ
- 史料の文中、文意の内容や人名・地名の比定などに関わる部分には、 その右側に()内で傍注を記した。
- 一、文意の通じない部分などには、その右側に(ママ)を付した。また難読や 疑問が残る文字・表現については右側に「(ヵ)」とした。
- 原史料の破損により判読出来ない文字は、字数に応じて□□で示し、字数 の不明な部分については [ ]で示した。
- 原本で文章の抹消がある場合、抹消部分が読み取れる場合は、 しているが、判別が困難な部分は原表記に従った場合もある。 抹消線の下に文字を示した。また、追記については原則として本文に挿入 原則として

史料中、現在の人権意識から見て不適当な語句が使用されている場合があ るが、事実に基づく客観的な研究を進める史料として、そのまま掲載した。

利用者にはその趣旨を理解されたい。

一、今回の「丸吉皆川家日誌」の翻刻は、青葉山古文書の会により行った。 全体の構成・編集は、佐藤大介による。 佐藤大介 鵜飼幸子 熊谷新一 志田清一 後藤三夫 (順不同)

7

着在之候

一廿二日 雨ふり晴、 廿三□上日 和、 廿四 H 大雨に成、 此間者至而暖気、 節不相

当也

生糸商ひ歎々敷取引無之、至而不融通、一統困り申候生糸商ひ歎々敷取引無之、至而不融通、一統困り申候御上之御吟味

廿五日日和、晴、曇り

廿七日夜、 与右衛門丈下り、 色々咄候事、 江戸表・諸国之糸荷、 当分沢山入

男の 之由 と御指引被蒙候二付、 将軍御位ニ不為成由と言、 方之御連印無之候而者、大将軍ノ御位ニ難為成と申、 為成由也、本将軍之御位ニ不為成、全体御三家并加州・ 御上向之事、 御気姓 夏中者江戸御丸之内ニ而大ニ揉合候 三而、 当時 尾州様被為御呼、 将軍様ニハ京大坂ニ□城と申候、 御台様ニ被召、 御自身将軍と唱候也、 田安様共ニ御 御吟味品々御欠合、 由 也、 先将軍 直 有とも如無か、 参、 御連判 併江戸江御下りニ 薩州・ 伊 様 当時弐家之御政事 勢藤堂様 之御台様 無之故、 仙 台様、 追々 ハ 異国 未タ大 御 吟 ハ 御三 如 難 味

屋

より

拝

借

願出

候

由

也、

彼

ノ地江田安様御渡海可被

遊由

也、

又兵庫

/津も異

老中様方も一 より、 異人共之取扱風儀共二不宜候二付、 句も不出候風、 依而新 田 旗本中長之暇 |万次郎| 樣御登城二而、 グラ願 候抔 尚又色 被 仰 談 々と 御

并袖ナシノ鉄炮着類・ 御談 シシ有 煎 皆様 御 止 開 而 キニ相成候、 着者無之、 仍其後ハ御旗本中并其外共、 但異人懸り之人計り用へ候 今迄鉄 由 也、 炮筒 尾 州

様新田万次郎様ニハ御同意ニ而、 御台様御同 .様、 藤堂様并御老中 様 方 *)* \ 御 席

中并ニ聞、御仁之評判も不宜、当役と御吟味も可有候と申、

是 公義之御吟味二候哉、 *)* \ 田安様常 御吟味 御懸、 南京江出 商 人ニハ三ツ井越後屋也、 店被相出、 矢張交易商館被相立候事ニ相 百万両之見詰故こ、 喵 越 候 後

国人江御借地に成而普請最中、是又交易場所に可成、

御 一暇願 指上候御旗本、 其外御侍数百人、 御大名様方へ御割合、 御預りと成

箱 根 御 番 所 薩摩 御 家中に、 以 理 ラ破 5 n 候 所、 其後者往来 御 構 無之

此

はは三其家々之家来中浪人と成

事安ク相成候由也、

其外公義御

番

所奥出

 $\Box$ 

近年厳敷被相

立候所

Ŕ

其外

共二

御構

無之故、

往

来

候

長州様之方も、 円何之沙太も無之、 如何相成候哉、 当時噂無之静也、 不分

之事

ひニ相見得候なり、 右之通之事ニ而、 上々様御正体ハ在やら無やら、 諸国共二諸事定法破候物也、 追々如何、 諸事乱世なり、 交易者益々行

当月者小二而、廿九之晦日也、当月中者暖気、至而楽成九月也、

刈揚糯も米高直不足ニ而、 草糯専ら、尤大方手前切進上、 世上も休、 無異儀所々

計遣、

暦表廿八日大霜と在之候、暦考へ当ル、

十月朔日風至而寒く成、 二日朝者昨夜より俄ニ寒強く、 大霜下る、 二日朝迄、

ニ而、 小壱升百三拾文より百拾文位迄、此節ハ尤無之候、当年ハ作方共に例

在方面々喰料かて二用候二付、

市中出売物不足

栗者相応ニ相出候年ニ候得共、

年より後れ、未タニ麦蒔方不究候、稲もかり揚ケ不究、糯をつき候なり

肴類も不漁ニ而高直、ふくらいこと申小鰹、壱本弐百六拾文位

米穀共ニ未タ不下高直ニ而、 岡方も浜方ハ殊ニ難義と、本凶年同様と申候

外稲作不宜、八分位之見当、米直段引上ヶ、 十月四日より暖気ニ成、 日明方より雨ニ成、八日も雨 五日上々日和、 暖気也、 此間 今日より十方暮と成而、 中新田 日置 雨ふりに成、 ·古河辺六升三盃、 中奥通りも存之 六日曇り、 東山此 七

辺之作も同様也、

十月之節ニ成

十 一 日雨、十二日晴、 上天気、十三日終日雨ふり、 十四日晴、 十方暮、今日迄

諸相庭直段之事

米者一統吊敷、何方も不出故ニ而、直段不下候

糯米四升三盃位去年米悪く四升三盃位古米、当新米四升壱盃

尤去年より取入不足右品存之外在方売人不足大麦、壱俵八貫文位

八貫文

小麦、拾貫文位

一大ツ、木貫五百文位ニ成

とふふ廿五文

小ツ、下る 尤小売計り

小壱升弐百文より百七八十文

外ハ八拾文位より之由

**濁酒、未夕壱盃百文** 

九拾文ニ成

X

当百文銭者、八拾文之割通用御触二相成候、

生糸者、未夕買出し見合居候

近日買出可申、先達より三十両かへも下直之含也、

大ニ虫入損也、大痛ニ成由、 此節出荷御免二成由、 何分拾人衆揉合二而如此 御城下江入荷相成候糸荷、未出荷不成故、大まゆ揚り種切まゆ共ニ御指留ニ而、

真綿、両ニ百廿目前後

口糸、歩い七十目位

一太ふし糸、当年不売望人無之候一大口糸、百目壱貫四百文位

ら金ニ相成候方へ情を出候なり

余り高 新葉煙草、 狼川原上壱歩ニ壱連と申候 直、 至而高立 藤沢口上弐連より三連 直

并英作出不足成様ニ相聞へ候、 煙草 二而 英章 作 直故流行、 御留二成故、 ŋ 国 尤右品諸 用不足と申、 古より此辺り、 中奥并御国一 下場も中英二作、 方好ミ、 他国之英、 統所々村々蚕ニ而糸仕出し、依之何様当郡抔も穀 下 余村徳田 'n 中形に成、 併何分諸品高直二而、 御城下并津方 (~江多く入、 御 ・小梨子、 国 体二而 直段も大ニ高直なり、 奥方共ニ春葉之場も一統色付 ハ英作至而不足ニ成、 金銭莫太入増候故ニ、 近年生糸大ニ高 天保已来為 御 玉

英章

計

登

を

と申 保呂ノ又木、 数二成、 候、 連二而、 好き金に相 当年蚕を止而英多作、 右ヲ押゙ 成、 込三而、 好ましき事也 金四 拾 八百連程故取、 両に売払、 蚕 の糸売より大ニ取勝ニ成 但脇葉共ニー字ニ而右之

南 十五日晴ニ相成、風寒し、与右衛門衆南部より帰り来る、気仙米直段壱歩ニ三升、 E部 塩 ハ弐升五合、 白弐升壱盃壱歩也

旅籠代銀拾匁、 外銭ニ而壱貫弐百余、 但銭相庭両七貫五百文、 仍如 此

右ハ

専

物

南部ニ而出ル新銭也、米壱升六百文余

一糯直段両ニ六分五り三り位

右ハ伊達客人に被頼、同道に而少々買入に成、

浜海道宿屋ハ米飯相出候得共、気仙ニ而も在方者米無之、稗・粟計り之飯也、

是も客人取扱ニ而も稗計り用ゆ風也、

1 (記載なし原文のまま)

此節大こん摘なり、多く盗れ候、 十七日朝大霜、尤寒く成、十八日 当年ハ中の作なり、 右町より直段百本より

百廿本附壱駄壱貫弐百文位、肴類不漁二而高直、甚諸品高直、 困り候世の中也、

一するめ、十干四百文位、四百五十文

どんこ至而少キ物、弐百文より弐百五十文

一福らいこ、弐百文位也

一木綿・古手・綿、矢張り弥高直

一千草の切、壱尺百八拾文也、並物ニ而如此

濁酒、

壱盃九拾文

14

セうゆ 壱樽代四貫文

一糀 壱升三百八拾文

今十八日恵比須講、 町少立盛る、 此間少々日和続二而、 未二麦蒔之所有之候、

節も仕事も後れ候年柄、稲かりも在、

今日御地頭様御下リ 朝夕ハ寒成、

此 沼 追々取 跡々不取候ニ付高ク成、 ħ 候、 仍而直 一段下る、 六本附壱本ニ而四貫文より気仙

糸方客壱人廿二日下着ス、

含ニ而、 四十 都ニ 江戸表、 成 申 横浜生糸ハ沢山荷入、異人ハ一円ニ不買、 直段、 候容子に候得共、 相成候に付、壱人に而藤助殿下り宿方相廻候、八月頃迄九百何拾トロ 両も不落候而 異国人買入不申候、惣躰休ニ付、金も不相下ヶ候、 七百トロと申事ニ而、 異国人を以、三人御老中御役に被相出 ハ ハ 右行違ニ而、 引合ニ不相成風、 弐百トロ之違下落に成由、 寸ハ 買方不致候吟味二而、 此節当地并国 仍而一 [候由、 統取引休、 方 殊二又金銀之札被相出 当地糸ニ而三十両 統 来月迄ハ休に成 仍而一 よわり売気に相 尤大ニ下直之 先御惣取 余、

之為

か、

又ハ

軍

船御造船之為、

御林材木御覧御吟味

A相成候·

由

之事

候由、 不分り之事、 御 公義如何之御吟味二而 右糸方へ江 異国江御随順之訳ニ相成候哉と、 一戸佐羽屋より仙府之糸買方出 如 斯被成置候哉、 京都より 下々歎ヶ敷咄合致候、 張 所 べ申 御指支も無御 来 候 电 藤 座 助 物 殿 歟 咄

游 屋形様御事、 候 再 此 間気仙窓 先日仙南御郡江乗切と言御名義ニ而、 御郡奥筋へ後藤孫兵衛様御廻村被成置 御供三拾人程二而御出 候 由、 何様 所 々 御 馬 被

十月廿八日、 此間天気続、 朝二霜有之、 当秋ハ 塩 相応に出 方有、 壱俵金弐歩

五百文位直段ニ成、併未タ御渡り村々江無之候、

当年ハ大こんも手作相応ニ而、五・六十駄摘候、大ツハ去年四五俵漸々取候所

今秋ハ色豆共ニメ拾弐俵程、取納相応也、

一薄衣御年貢買納相庭直段

一ノ関様分御早米納ニ相成、不安直段也一壱俵金拾五切と申候御蔵入并

一店物料、壱状上七拾文、次六拾五拾文

縫はり、 九文より拾弐文

蝋燭

三 十 五 四 五 十 十 文 文 文 文

上杉原 壱枚廿五文

黒砂糖 白同 貫ニテ四拾匁より三拾三匁位 金壱歩ニ六百八拾目位

> 下品 也

茶 山本山と言所 百文に七目位

但段落也

糸わた 繰綿 坂上大入壱本三拾両三分 壱歩に七十五目より八十目

御城下ニ而下り手拭十枚ニテ三拾弐匁

此節大豆出盛之節に候得共、 当年ハ相応ニ取納ニ成 八貫、

貫文ニ而売人不足と申候、

去年味噌煎不

足ニ而、 当年ハ皆々右煮方多入用ニ付き、直段高し、

此 間者暖気也、 未夕雪無之候、 西根 Ш 短ハ. 少 々 Š る、 晦 H 風 三而

当秋 + 風寒し、 弔ひ多し、 月朔日朝厚キ霜下り寒し、 四 日糸弐駄ニ而登る、 同三日朝より四ツ頃迄初雪嵐 取都分也、 日和に成、 先日所々御法事多し、 二両、 晴ニ成、 春雪の如く消流 去年延二相成、

右 出 ハ 方被相減、 免、 造方致候者未夕相聞得不申候、 此近辺ニ而者造方願申上候者無之候、 当年之清酒造方、 ならしニ見八分ニ無覚束候と申候、 惣毛より取る 被 可 付 造方二相成候而者、 相止 申 而 候 か、 間 候 由也、 不足二罷成候樣被成下度段願申上候二付、 入ハ大ニ落、 南 濁 酒 大郡者弐軒、 中 在々 屋前年之通一 ·奥通、 、右ニ付 不宜、 米直段下ヶ不申、 米少々緩ミ候、 小郡者壱軒、 何方も兼而上地之所不作、 宿壱弐軒ツ 郡 然ル所 一軒造方御免二相成候間、 稲の東数より落、 御役 御 金 御 小前町中難義罷成候 乍然、 城 城下ハ *)* \ 御 下表町中より 百 免、 五. 当 八軒程 拾 年作 清酒造人当分無之候 又米升数も落候 御酒 両、 山·沢 合も秋之模様 御免二被 願申 尤米未タ 屋計造方相成、 上金次第造人相 田 間、 出 抔 仰渡候 宜 高 何 酒 候由 由 直ニ而、 分酒 屋 :と違、 被 也 所 外 造 相

徳田村作毛御引方、 并余村共二追々強く願上、 漸々御吟味、 押付七分三り納

之事に相成候由

薄衣買納相庭金三両少々余 壱俵直下る

米ハ四升五合 小豆高直、 金壱歩ニ五升より六升、

大ツ弥々直上り、 金六切也り、九貫文より四・五百文迄、り、九貫文より四・五百文迄、

右米高直ニ而、 大ツ用ひ方余慶に故、 望人多し、 殊ニ当年ハ味噌専ら煮方

如此、

葉(英) 秋中望人多く、 当時買人無之候、 高直ニ売候処、 今年ハ南中奥辺并西方山根通作方多く、 追新出盛、 此節 ハ買人無之、 追 々下

随分

能作、 出沢山也、

落と相成、

十月中の直段 当分此辺之品上四五百目位より七百目 小なし・千厩、 宜品九百目位、 三連より 五·六連 此節買人無之

全体に余り高直也、

追々下候

19

御大名様方拾八公、

国主ノ御方、

直参二而上京致候様

)

御

条被

仰

渡候

由

+ 月七日、 作での 暖気ニ而、 相応 の雨 降、 今日 晴 弥 々暖 気、 節 不 柏 応

雪

円無之候、 八 日夜寒く、 小雪ふる

此 【頃中子供角力より長者迄大ニ流行、 稽古し而大角力の如く見事也、

生糸者、佐羽屋も一円買留ニ而、過ル四日取都之分弐駄ニ而登る 外に買人無之故、 村々町 々一 統迷惑致、 金

通ニ困る、 尤下直ニ而も払度容子也、

京都表又々騒ヶ敷事、西国長州方大勢ニ而上京、其子細ハ未タ不分りニ候得 共

当 屋形様ニも御上京之御支度ニ而、 御供之御人数被仰出候由 [相聞 候

江 戸表者、 御旗元・御家人拾石已上一字為指登候由之御首尾合到来、 段々御

登り被成候由也、 依而交易糸方取行見合二相成候故、 糸買人無之候

月十日

鉄

新大銭相場者并同小銭多く、

此節気仙沼ハ金壱歩ニ壱貫八百文位ニ落候

鉛買入ニ而戻り直段金壱歩ニ六百廿五目、 来月より又直上り二相成候由也、

米直段、 岩ヶ崎ニ而六升五合、 金拾四切 涌津町六升少々抜候、 四斗入弐表

二而、 追々緩ミ下候方と申候事、 当町者四升五合也、 ノ関五升五合、 糯五

升

十一月十日、十一日、至而暖気也、

大豆、当年相応に取納、 当時何方も糸不売、 金不足ニ而買人無之、下落、七

貫弐百文に成、

蕎麦者売人不足二而高直、八貫文

一小麦者九貫文

国分玄場表書 御城下より之被相下候手紙之内ニ在之写取

当今形勢一大変之事出来、 力ト相見得申候、 御決答無之候ハ、討幕之趣向ニ相見得候、幕府も孤立と相成、只紀州侯計尽 薩長之激臣伯妙大山江屯集、 土州侯王政復古之大雑論二而、 九州辺如響応シ申候由、 幕府江切逼、 早速 第

之縄張ハ薩と相見得申候、

其後幕府兵備十分不行届、 是写 ハ後藤庄左衛門と申仁、 頗苦心ニ而、 京都二罷在候当先生之方へ下候紙 将軍職御辞退相成、 王政復古江相成 面に有之、

候由、飛輿到来

屋形様来月中旬ニ御上京之訳ニ御座侯、 依但木・石田両太夫御供被仰付、

好殿若老并御供被仰付候事、

大樹公并会津侯遇殺害候風説有之、実事不分明ニ御座候、

十月朔日

十二日御地頭様若殿廿五之御祝義御百姓中へ御酒 金壱歩と、

新葉煙草下落、 秋中四連之品七連位、 三連之上物五速位之見当、 糸不売、

何方も金不足ニ而買人無之、三十年先凶年以前ハ、金壱切三四分より、追々

壱切半也、

但他国江向分 銀百六拾匁硫黄大高直 拾弐貫目入壱俵

地大方紙 五十入中金拾切也、かうす 金壱歩弐貫目位、生中干也、

同三拾枚折百入壱丸金六切也、

至而高直ニ而、 店に仕込売方六ッ敷困り居候事也、 料紙共二右ニ 順 し候、

一明し油 金壱歩四百八拾目

一薄衣米相場納金拾壱切と下直に成

X

不相応、 十五日、 当月末、 暦表ハ昨日大雪之節ニ入、大ニ行違侯! 余り暖気大南ニ而雨気也、 昨日日和、 暖気、 夜雨ふり、 此頃雷勢少々在、 今日朝晴、 弥々暖気ニ而如春、 雪一 円無之候、 二月之節 併冬至者

上方騒ヶ敷、 仍而交易糸取引休二相成候由也、 生糸不売、 国々大ニ因り、 金通

無之候

而藤助殿も取仕舞、 早速登候由申来る、 佐羽屋客壱人、気仙取都、今日参居候所ニ、御城下より飛脚下着、糸方弥々不宜、 十六日出立登候、 伊達も浜付糸百八拾両ニ而も当時買人無之由ニ申来候、 大下落と成、 此辺ハ弐百七拾両八十両位 仍

当十五日ハ昼四ツ過より夜迄雨ふり、十六日晴日和風也、

ニ而売気ニ成、

## 高清水之 京都迄但木土佐様也

此度過ル十二日石母田勘解由様急之御登相成候 御家督様者伊予ウ和島伊達遠江守様 电 何方迄と申義未タ不聞

より 御貰ひ 被遊候由相聞得候、 屋形

ル様ニハー

正月御発駕可被遊由

相聞

御 地頭様御登り

十八日日和、 十九日風寒シ、 晴、 曇り、 廿日寒也、 曇り、 雪不降、

楽なる冬也、

米者袋米相出、五升壱歩ニ下る、 但問屋ハ四升三盃也

不売ニ而、 此頃別而御役人様御下り、 入分書上候、右之外諸品産物類大凡御聞取、 諸上納金小前行当候由二相聞得候所、 商人共生糸買入分書上候様被仰渡候二付、 御調書に成、右ハ生糸沢山有之、 何程売抜、 何程位残り相成

候哉、 未夕三ヶ壱も不売、東山ニ六十駄余も相出 為御覧之と御談シ有之候、 当年之糸出高者、 [候内、 廿駄位未夕不売と申 大凡五百駄ニも可相 候、 成 由 気

仙

*)* \

川

十駄已上之内、

も御城下表より下直ニ成由、 草等一円此程不売、下直に成、 当地辺札ニ而十八目之所、 中奥共ニ糸多く残り、 為夫か米も下る、 此頃廿目ニ成、 繰綿

魚類ハ不漁ニ而高直、鮪ハ此頃一円不漁也、

無数ノ不流 三高正 無ノ山は一日不道

随分相応之酒也、壱盃百六十文一涌津町新酒拾盃金壱歩也 先月中より出売 に成

当郡者造人未夕不聞得候、

御地頭様方御相場左二

但俵直し拾壱切七分位ニ当る米者金壱歩ニ四升七合半

但俵直し金五切位ニ当ル一大豆 同壱斗一升

但此御相場高直二而取立兼候由申上、 右当 町市中相場直段、米者小手米直段五升ニ相成、 地肝入中此節留主ニ成 右御相場ハ高し

+ 月廿 Ë 上 H 和、 昨 夜 聝 時 雨 今朝 *ا*ر 風 替而 霜ニ成、 余り雪も無之、

が<br />
冬なり、<br />
夜<br />
下雨ふ

写

政権祖() 旧習を改め、 今外国之交際日々盛ニより、 ヲ失ひ不可少、今日之形勢ニ至り候も、 我 家ニ至り、 皇 玉 . 時 運之沿革ヲ観るに、 政 更寵眷を蒙り二百余年、 権 ヲ朝庭ニ帰シ、 全朝権途ニ不出候而者、 昔(王綱) 廉々天下之公儀ヲ尽し、 紐を解相、 畢竟薄徳之致処、 子孫相受我其職 家権を執 網規制 ヺ 難立 不堪慚 奉すと雖とも 聖断を仰キ、 顽 候間 懼、 保 平之乱 従 況 同 政 来 Þ 当 心 刑

協力、共ニ

込之儀も在之候ハヽ、 皇国を保護セハ、 必海外万国と可並立、 聊忌諱ヲ不 願憚 可 单 我 達問 候 国家ニ所尽不過之候、 乍去猶見

右十月十三日 於 二条御 城、 大目 付 戸 ÍП 伊 宣守 ,殿江 相渡候 事、 卯十 月廿

日従 京都御早到着

事、

別紙 之通 被 仰 出 候に付而、 被為在御 用之義候間 御上京可 被為有 御 沙太之

26

十月

趣尤ニ被思召候間、 祖家已来御委任厚 尚天下与共ニ同心、尽力を以奉皇国を維持可奉、 御依頼被為在候得共、方今宇内之形勢を考察、 建内之旨

写

宸襟御沙汰之事

締り等ハ、先是迄之通逐可及御沙太之事、 自余之義者諸侯上京之上、 大事件、 外夷一条、 尽衆義、 御沙太可在之候、 其外諸大名伺被 夫迄之処、 仰出等 ハ 徳川支配之地常ハ取 朝庭於両殿取扱、

右ニ付御国許ニ而被仰出写

御留主居御呼出之上

被遊 旨御沙汰之趣、 公方樣御建国之趣被聞召候二付、 御上京旨被仰出候事 別紙写三通之通 御用之義被為在候 御書付被相渡候段、 間、 京都より 早々 可 申 被 来 遊 仍早速 御上

京

廿三日、 此頃日和続、 廿四 日同、 両朝者寒也而霜下り、 西根山ニハ雪相応、 里

ハ一円に無之、如春之なり、

麦草、生のひ過候由也、

薄衣納米相場所方緩、追々下直ニ成、此節金拾切半位ニ成

大豆是又緩ミ、七貫文位ニ下る、仍而とふふ廿文ニ成、 併至而小キもの也、

英も買人無之、何分売進候、 (章)

清酒ハ、涌津町新酒計りニ而、御差留ニ相成候よし、

生糸ハ、一体ニ三ヶ壱も不売、 此節買人無之故、金通無之故、 諸品右ニて

下落ニ相成風なり、

旅籠代七百文より八百文、

御城下繰綿下る、三拾弐両之所弐拾六両五両位、

壱歩ニ百目位

米相場追々下り、古川町ニ而八升壱歩と成、外七升より六升五合、道中筋

下直に成品ハ、生糸并砂糖類、

石之巻米者七升より七升五合迄、

屋形様御事、 (御人数被仰出、 京表但木様より御註進次第、 大番組より抜人ニ而三百人被仰渡候由、 来月中旬御発足被遊候御支度、 御入料代御見詰 御

六双倍江五割増と言、 百文之所六百文二、 惣高廿万両之御見詰と申候、 御 人

数真高未夕不知、

御貸上金被仰付候事

御城下へ一万八千両と申候

御郡方へ四万弐千両と申候

御郡方割合人頭壱人ニ付米九升ツ、

米ニ而御割付、高壱貫文ニ付米壱斗七升ツ、、

当時壱歩に五

升、人頭分ハ金弐切位也 ・ ・

右之通御割合被仰渡候由也、

前 此節糸不売、 印 .候通、 英共ニ同様ニ而金不通、 御内之御相場高直二而、 地 統迷惑之所へ、 肝入三ヶ村共二取立兼候由 御貸上御割合 申 被仰 Ļ 渡、 当

時皆留主ニ相成、家ニ居合兼、他出致候

右両条之上納二難義、一寸取都相成間敷候樣子也、

曇り、雨気山

月廿七日朝五ツ時冬至二成、此頃者如春之、二月末之気候至而暖気ニ而珍敷

冬至なり、 来春余月有之候得共、 余り暖気、 雪一 円里に無之候、

床敷冬なり、

来年如何と案し候、

## 一当年生糸出高之事

東山分六拾駄、此数弐百四拾箇也、

秋中之直段金三百両前後壱箇二而

此惣高金七万弐千両也、

三百両ツ、

三百廿両迄売る三百両の、此金弐万四千両也入三百両 三百両ツ、此金弐万四千両也入弐百八十両位より 内大凡弐拾太程売ニ抜

残百六拾箇、先直段ニ而ハ四万八千両也、

右見詰ニ候得共、 右未タ不売残り分弐百五十両ニ見詰、此金四万両也、八千両之損金也 何程下落ニ而商ひ相 成 可申哉難計 候、 上方騒キ慎り次

第也、如此金支、クツミニ相成候間、不融通:

也

由 右之通、 に相咄候、 当郡こさへ常年より五割方余慶ニ相出、 夥敷金高也、 後年咄之種二印置候、 御分領中惣高五百駄も可出

雪降り不申而、 下旬之気候也、 と申候、 十二月朔日曇り、 何年二茂無之暖気成冬至中也、 早き年之三月初福寿草花咲、 折 カ々雨馴共、 何分南風、 大雨 雨気、十一月中冬至ニ相成候而も、一円替り無之、 無之、 仍氷とふふ并しみもの出不申候、二月 井戸水不足ニ相成所多シ、麦者生立過 梅者莟ヲ模様ス、

おさわ初産、 家中心支ス、 薬療ニ而血定り上気鎮る、 廿九日夜五ツ時女子出生す、大二なやむ、 翌日安平に成、 産後三度程血を上而、

二日、昨日今日雨降、弥暖気なり、

大坂より来る書写

九月上旬より、 西国多人数引連上京致、 屋敷々々ハ堅陣之如相備、 其面々こ

嶋津大隅守 松平安芸守 松平土佐守七十五万石 四十五万石 廿五万石

伊達遠江守 松平備前守十万石 三十二万石

之御城江御詰掛事ニ寄而ハ、一 禁裏守護被致候処、 橋将軍兵庫湊交易御指許被遊候二付、 戦相初候様子ニ付、 市中老若男女皆々逃去。 右五大名、二条

以之外騒動仕候内、一橋公

将軍職御返官被成度義被仰上候ニ付、先以相慎り申候

抔者、 ひやく已来其様之事無之、 尾張・三河・山城 諸神仏之御守札、 大神宮之御祓并八幡宮・ 九月中旬より、 金古金・弐朱一 朝より酔 朱銀 つふ 何与無雨模様に成、 大黒 大和 れ、 ・当百銭四文銭等、 ・両美寿七神之像、白銀之仏木像御降申候、® 春日大明神・天神宮之御守札、 金 摂津・ 銭者 何れ世直し之印と奉祈上候 41 らぬ 近江・東海道辺江も御降被 最早雨降出候半と存候処、 顏 L 夥敷御降被遊 て居 申 候、 候、 誠 其外日本六十余州之 前 東 代 海道 成候、 未聞、 雨ニハ 馬 |士駕籠| 其外慶長 尤美濃 H 本 開 屋

## 大坂符長掛直多く在□申候

小橋四郎右衛門 大坂

右之金銭、御大名様方御上下ニ而ハ、天より降候と同様ニ而、 上方江ハ沢山可

目々々金銭如石砂之まき散シ、百文銭六百文ニ当ル御見当ニ而遣被通候由ニ 集ル也、木曽海道、殊ニ東海道者、大小之諸士方引も不切往来ニ而、 早々早

候間、 天より降と言も当り前之事に候

繰綿大下落 福島ニ而拾八両弐分と申候、

右二准し木綿も追々可落容子

高直之綿ニ而仕出候間、 是ハ少々延可申、

御郡方相場左こ

米七切弐朱金歩二七升五合位ニ当る

大ツ 四切四分壱りと相聞へ候

代 壱貫六百文ニ而此節銭余慶ニ付

貫さしニ而壱貫文ニ五十文さしニ相納渡御吟味相成候由也

壱貫八百文相場ニハ不相成如此

壱貫六百八拾文之割ニ成、

御給所共に其御郡一統上納致候様にと、 右御穀之相場御分領中御割並、気仙・中奥・御城下・南、 御代官様御談在、 定而御向々御首 歩に違在之由、

定而御首尾合通二可相成候、

尾合可相成、

当御地頭様方余り高直ニ而、

百姓前不服故、

未取立不成居候、

御上ニ而ハ、京御入料等被仰付候間、 御年貢方一 統下直二被成下候物二相

見得、併上納ハ可急也、

花咲、野の草も色青く成、春の景気ニ相成候、 十二月三日大に暖気、上々日和、 薄雪ニ而則消る、 是より寒く成、今朝ハ氷ニ成 大如春之、 四日風替り、雪二成、五日も少々 此間者蝿も相応ニ出、福寿草も

六日明方赤坂裏小家壱ツ御焼、 朝火事大ニ騒く、 壱軒ニ而消留候、 当肝入忠

左衛門殿小家也

今年十二月与太助生ると在之候、武右衛門先祖ニ候哉

廿 古暦に依而、書入之所写取 古もケ様之事在之、不宜候ニ付、 此日より三日三夜大雨、 大豆壱石壱斗より壱石迄、今年至而諸作毛上々ニ而如此也、六月廿五日より 享保九甲辰年之暦在之、当年寒中雪無之、二月末之如く暖気、雪少シ、一度 り日中ニ消る、秋ニ至米直段誠ニ下直也、金壱切ニ八斗弐升より七斗五升迄、 日より廿八日迄八日之間くゑ日続く、 御祈祷被遊候上、張札等相成、 廿六日洪水、 将軍様ニも被 何事無之済候事と暦ニ書入在之、 北上川筋町々共ニ居家押流 右之点ひ、 仰上候に付、 国家之騒動と申 京禁裏御 当年八月 由 珍敷 尤 所

一中新田徳治御主人中嶋屋治兵衛殿御入来、十二月三日 徳治市懸ニ而気仙迄罷越、 七日帰

る、 御主人滞留而応対、 而御主人八日出立帰る、 浜方も至而不漁

浜不売ニて大下落、 福島油屋買先菱沼屋傳之助殿、 百八拾両ニ而買人無之由、 為糸場へ一見之、 当地も一円不売、 廻り入来ス、 伊達辺も弥々江戸 一統迷惑ニ而

成由、 頼、 佐羽屋も買取ニ而迷惑いたし候風也、郡村上納金ニ指支、 八百廿五両位ニ而買入ニ可相成容子ニ相成候、金入用ニ付、 客人江進め候得共、 弐箇程持参、 村々一 統金切二而上納致兼候、 宗兵衛御城下へ登る、質入之吟味手配なり、 佐羽屋持二付、 尤先々不印ニ而買入不申候、 商方ハ都而大不印、 御上よりも御責付 此度外々より被相 都而売内無之候 何分大下落、 此辺也此節

米穀追々出、諸品下直に成、

十二月七日、 三日前より寒く成而、 今日相応之雪ふり、七日 漸々冬之風二成、 併

八日暖気、

風米下品六升位迄内証 上もの米五升五合位 一大ツ六貫文位ニ成

薄衣買納米直段も追々下り、九切位ニ成

諸商ひ弥々無之、

市町不盛可申様無之候、

八日、 商売無之候、 ŋ 九日、 大二暖気ニ而、 十日、夜々雪、 十三日夜緩ミ、 五寸位ツ、 海道共二大ぬかり、 十一 雨二成、 日朝寒気ニ成、 十四日大雨、 代田 0 如 市々者何方も金無之故不盛 シ、 夜迄、 通用 十五日も終日小雨 甚 「難義、 是又珍

Š

ニ而、肴類ハ甚高し、給られぬ世の中也、依之諸上納一向取都り不申由也、店 も買人無之候、 此節米持并其外共二金銀無之故、米売進候得共、金無之故、 敷暖気緩ニなり、 諸品共二同様買人無之候、然二浜方至而不漁、 同夜雨、 後雪に成、 円氷り不申候、 六升之上米ニ而 肴小魚 □ 不足

七日也、大分後レ候年なり小手袋米、大豆等者五貫五・六百迄、十八日晴曇り、 十六日晴模様ニ而曇り、 矢張暖気也、 小寒十二月の節ハ過ル十二日、

諸 相場 十九日朝寒く氷り、

米者六升袋米相出候、 併金無之、 米売人ハ多く、 買人無之候、 六升五合ニ

而も買人無之候、

大ツ、追々下落、 六貫文買人無之、五貫文位迄落る、買人無之候、

黄海二日町ニ而、 川向より参候糯米買人無之、漸々御無心手配ニ而、 六升

五合ニ而壱駄売候由也、

大原町 二而粳米八升迄落、 買人不足、一体ニ金無之故、 右直段ニ而も買兼候

由なり、

薄衣買納受米も買人無之、 九切半位迄、 何分生糸 (莨) 等之産物不売、

二一統金詰ニ相成、下直ニ而も買兼ル、

繰綿、 追々下落申来ル、 御城下ニ而余慶不下、先仕入在、 大損ニ成故、未

タ不下候

一当町方濁酒者、八拾文ニ下る、

御地 頭樣方御年貢高直故、 村方より御直下願ニ而、 未夕御取立不成、尤村々

金無之、及難義に候由也、御郡直段に願

小豆者、一俵八貫文、不下、

蕎麦も八貫文

故

是者賄ニ成、米之助と成故、 売ニ相出不申候、 不足故高直也、

米者、 問屋直段五升五合、 上也

但、 問屋直段高直故、 内証ニ而少々之袋米小用達之為ニ壳、

メ明油、 壱歩に四百八拾目より五百目、

大方紙、五十帖丸金拾切、壱帖三百廿文

料紙、店売ニ而一東七百文より六百文

楮者下落二成、 近年畑ニ而買入、

〆右紙類、 但此月に成下落、大に損金に成由 此節より下落之容子ニ成

大二御難儀被成候得共、 箪笥・長持等よりサカシ出、金代ニ而六両余、衣装三品、品々米迄持出取られ、 子借受度、有所可被相咄由申、内壱人ハ廻り翔行、不得止和尚様有所被相 過ル十八日之夜、藤勢寺へ強盗三人推入、和尚江左右より取掛り押へ留、金 先御身之上ハ、御小僧共ニ御無事ニ而、 大慶と被申

昢

候次第也、

誠以恐敷事也、

石之巻牧山御寺ニ而ハ、 同樣盗賊押込、 和尚ヲ殺害、 金子を取、 立退 **没候由相** 

聞 へ候、

X

十九日日和ニ而も寒シ、 夜氷る、 廿日朝ハ相応ニ氷る、廿一日朝より寒気ニ成

一屋形様、来京^ 来春御登被遊候ニ付、へ 御賄ひ大根漬ニ成置分、 桃生郡辺 ハ生大根

之御首尾と申候

頭壱人に拾五本ツ、

指上候樣被仰付、

石之巻ニ而漬方、

船積二而大坂江為御

登

右二付米売も相場等へ不抱、 も金不足ニ而不出、 不申候、滞留致困り居候由申来る、 宗兵衛事、過ル八日糸弐箇程持参、外々より被相頼候分共二金借二登仙致候 佐羽屋之衆中、 御郡 内々ニ而登り、 へも一統金詰り、 六升五合、 留主中二而不分、別而相頼才角、 外々よりも才角方登り候、 七升ニ而も、 此節諸上納方行当り、 行当り之者ハ売候次第 衆中 大騒キ也、 も御城 未夕相弁

殊田地等売渡候者、

所々に有之、又持人も不足、

去年中者望人多候得共、

田

畑渡候者無之、 当年者直段も大二安く相成候由、 新田畑起ス者多シ、

駄登、 渡候 御 其義ニ付色々故障出来候而、村々大ニもめ合多し、正月中ニ者納相済厳敷由 も納ニ相成、尤さし銭等ニ而可応候得共、 御年貢納方延引ニ相成、 中 生糸請負人佐羽屋も、 郡 ・大困りニ候なり、右之次第天変ニ而、商ひ物買入ニハ都而損益多し、此節村 当 御 所、 々々より登候銭、 地 依之道中筋より難儀相及候段願申 頭様方ハ、 元より金不足無之ニ付、 御直段御吟味中二而、 買方も不成、 大駄数二而、 御責付〆り役等被相廻候得共、銭之在分ハ、 銭ニ而! **千**厩 今更止候様も無之、 ・大原 相納 銭二而 上候に付、 見詰納に相成候、 候 **両所** ハ不相成由、 間、 銭納 納る銭、 何分ニも小前 大困り之様子也、 不相成、 是又未不済 毎日 追々被仰渡、 廿 金納 納 駄 方 銭ニ而 · = 二被 難 也 成 拾 尤 玉 仰 々

此 十二月廿六日大に寒気、昨夕より雪少々ふる、氷り物出来候也、 間ハ天気曇り勝也、 廿七日、 今日大雪之曆表書二候得共、 大雪無之候 相応氷りニ成、

方御! 奥郡糸出持: 困 ŋ 郡中難義い 合之御郡 たし候、 番く金札等ニ詰り、 町 々市々不盛、 肝 売内誠ニ以無之、 入衆并御代官様共 大不印 々、 、 御役付

れも相応ニ有之候所、 去年ハ酒方厳敷候得共、 当冬ハ米ハ有而も、 かゆ Ó 銘ニ而所々在之、 金銭無之故か、 高直ニ而も吞者多く、 酒も不売、 酔 酔 而 通 潰

る者無之由也、

当御郡ニ、 清酒 ハ ー 円 .無之、 余郡共ニ御留ニ 相成、 濁酒計 也、 当年者金之凶

年也、

米ハ五升五合、内々ハ勝手次第、当町ハ壱盃八拾文 一とふふ廿文

六升五合

一大ツ者金三歩位、落申候、

右之外諸品追々下直 二成

ニト 玉 拾匁五分位二成、 弐万両位糸方損金 金廿両より拾八両ニ成由、 繰綿追々下落、 「交易御指留ニ相成故、 口 金下落故、 当町金壱歩ニ百目ニ成、 少 糸壱箇 之衆在之由 々引 下 上 宛 右同 百両程 る由 直に成由、 也、 所ニ而も糸不捌ニ而、 也 下 関東 当秋 落二成、 追 ・上方共ニ金不足、 改正札二而廿四目位、 々江戸より諸方へ注文ニ不抱相送下 ハ大坂表ニ而買入候 此間 少 マト 統金詰 口 金相 糸ハ 由 ŋ 伊達相場壱本 也 場 横 直 浜不売、 尤壱万両 繰 ŋ 綿 銀 ハ 殊 異 几

候由· 也、 木綿も仕入元金より一割七・八分下ケ売方致候 再 御 城 下 店 元々江申

来 ル 由

江戸表、米両に弐斗四升

福島近辺ハ、両に弐斗弐升

江戸道中近辺ハ壱貫弐百三百文段々上中はたご

仙台御領 八百文より七百五拾文はたご壱貫百文位弐朱位

大坂二而米五升五合位之由、 存之外下直、

相手次第売払と申事也、 心懸と相聞へ候、 キ也、江戸表若異国人御相払、 当候に付、 伊達辺之大株、 籾ヲ引、 兼而金持と申糸師仲間、 焼而も、 米ヲ売、 損し而も、 御年貢等上納致候由也、 合戦ニも相成事難計、 新敷普請不致と申事也、 此節金ニ行当ル 綿 仍而持合之品ハ売払之 程詰、 • 木綿 尤御屋敷く御 ·古手等売急 諸 上諸 語納ニ行

禁中之御 政 野に相ば 成 曲、 大古に復と申事 也

ツ橋

将

軍様ニハ、

御隠居に被

為成、

二条之御

城

单

 $\dot{\wedge}$ 

御蟄居ニ

被

為成

候

屋形

様

御

事

Ŕ

正

戸御

発足御心懸二而、

当世

八日海上

一船ニ而、

三百人御侍

ひ

被 相 登、 正 月早々五 百 人同 船ニ而御登之由 専御支度也、 切 匹 切ニ 闸 都

合三千人抜人ニ而 御撰被遊候由 也、 寒沢浜より乗 出 候

江 戸 表、 将軍様、 b 無之、 御 政 事御行届無之故 カ、 浪 人 組又々 起 ŋ 村 々 乱 放

致 候 に付い 御 向 々 達ニ成、 兼 而之向役 八州廻り之御 人数差向 制 シ 候 所 人

程 数も 御 出 浪 張之処、 人組大勢烈敷候故 浪 人 組之者共申ニハ、 御 向 役 **不叶**、 何百 仍而近国 1人ニ而, [之御大名方 も恐候事ニ無之、 被 相 併 頼 軍 ヲ 致 頭

候 事に無之候、 我々今日之浪用 完弁候得 *)* \ 不構候由 三而、 向 立去、 上 州 之方

而 被 推取故、 壱人旅ハ難成候、 関東も不納世と成

去行候由

右

様之次第故二、

道

中

-筋昼·

一夜共ニ、

追

剥又

ハ

強盗多く、

所々ニ

屋形 通 而 而 様 海 *)* \ 御 上 大金御入 事 大 Ŕ 坂 迄 蒸気船公 御登 用に付、 被 遊候 戸より壱五年 七分通 由 万両で 壱説ニ壱万人とも相唱 海上ニ成 御 求 8 电 被遊、 過 ル 右 船 廿 八 候 而 日 正 之三百 未 月 聢 五. 不 日 人ハ 分 頃 候 御 出 御 陸 立

室 御 御 右 聞 困 なりと申 異 行行 烈ニ而 郡 取 御 届 根 ŋ 国 都 直 随 Ш 々之御年貢諸 成、 段 諸 相 順 御 成 納 候、 願 取 之躰ニ而 右 通 候様 集 金 候 屋形様御登り方へ不面白と、色々御吟味 也、 正 所 ŋ 御 御懸合ニ成、 月 地 併 不 一中か 納、 御聞 金太鞁ニ而大勢大騒キ在、 頭様 亩 異 白 国 冬中皆済不成、 済無之故、 方御年貢相場 風 り候共、 西 縫 百姓 詰 玉 方之御了簡と行 中 鉄 右之通 皆済見詰不立容子也、 ハ 砲 騒 高直ニ而、 所々村々ニ騒敷事 動致候に付、 着ケン 騒 動致 仍而役々御代官様迄 御引 筒鉄 違 候 由 方、 如 在 炮 御 高 三而 何之思召ニ候 仍 尤御 共多、 当月初、 ど成而相 而 御 御 是 陣 郡相 通と申 **/**\ 御役付中も大 御 場 御 郡 折壁 済 仰 下 出 候、 直 直 張 段 村 由 不分 是 付 也 中 御 *ا*ر

惑致候 得共、 所に、 金 御 也 城 下も又当座 荷馬 大変 由 꽢 日 也、 成事 より 迄こも不相 然ニ江 おろ なり、 御貸上壱万両 戸御 L 知 候 I用金· 内、 候 付、 より [被仰付] 五. 千 当 御下候金、 両之箇壱ツ被盗 惑致居 候由ニ而、 候 由 此間 也、 店々拾 京屋持壱万両替ニ及而 取 何 候 様 人衆 而 弁 納致候 大 融 る 通 組之衆 外 騒 無之御 千二 得 着 中 候 之 迷 用

廿八日 市 相 応 相 出 盛 候得 共 商 5 *)* \ 無之候

肴類不足高直、

田

作

ŋ

小

升弐百文より五十文迄、

だふ片前

三 而

匹

置文、

朝

呵

之内弐貫文、不足ニ而上る、肴類不足故、早く \_\_\_\_\_

晦 料紙不足、右之外ハ商ひ無之候、 雉子抔ハ六百文より七百文、 を買兼戻る、肴計りハ、 弐貫前後、 当町肴不足二付、千厩町二而買入之含二而参候処、是又弥不足、 同 日朝明方より寒気に成、 !夜緩ミ雨ふりニ成、 なめた壱疋三百文位、昼四つ時頃さつはり売払ニ成、遅キ人者肴 廿九 何程高直ニ而も売候事と申候、 小雪さらく、道中大ぬかり、 何年ニも無之不足、 至而暖気、 如春走之、夜大風替りニ而、 高直と申候、 仍而肴·禽類争而買 暮方より氷ニ成、 高直ニ而、 若水桶不足、 取 大 鱈

併余品ハ右之様ニ数品不用、 弐朱壱貫文位之きセるを用、 之飾り本田形百文位之品、 五十前とハ大違、 諸勘定取引之事、是も何年にも無之不取都、乍去全躰人々奢り成世柄故、 物 ヲ買入用 候也、 都而上品に成、在々に而も土瓶も専ら用ゆ、 男ハきセる五百文一朱位、 節かんさし弐百已上之品を用、 誠恐入たる事替也、 英も金壱歩位より一歩弐朱、 三百文ハ至而安物ニ而、 五拾文、 七拾文、 前かけハ唐さん下 弐歩位之品 女共近年天窓 百文位き 用 上 四

セるハ、死送之他無之候、

而少々かり受候所、 宗兵衛事、 同夜に入帰宅、 福島へ罷越之所、 御城下ニ而金配、 途中二而油屋之伝作殿出合、 糸指向候而も、 外ニ而不分、末ニ 相談之上、

同道ニ而下り着

下り、 下る、 台糸ハ少々望ミ有之容子ニ而、 見セる糸 表壱万駄程不売残 伊 達も江戸并諸 当時壱両分二三十八匁外と申直段ニ而、糸其外共二国方金手取不宜候 佐羽屋方ハ不買、 ハ 夥敷在之由、 国 ŋ 共に金不足に而、 在異人共買入生糸、 御城下ニ留主居壱人残皆登る、交易方もトロ 仍而不印 油屋より別段取抱ニ而少々買入之含ニ而伝作 也、 人々難 何レ 儀之由、 去年より如 百両余之下ケニ而も不捌、 世 上 山 0 統也、 船積: 入置、 生糸 |金相| 其内 ハ江 人 マニ 殿 場 仙 戸

諸方江注文無之候而も、 人之入荷高、 出 綿等、 来、 殊二諸国作方多分出来候二付、 玉 方不足高直に付、 外店々持合共三千駄余在之由、 送荷候而、 御指留に付、 下り又ハ商 弥下直ニ而、 追々下落之所に、今年綿之作 仍而在 人衆買入而下 々徳意中へ送荷下る、 江戸江夥敷荷 ij 仙 入着、 府 此 仍而 上々 節 併 諸

1

口直段四十匁、

四十五六匁なれハ、手取宜

何程下落相成哉も不知容子ニ付、人々下落を見合、 旧冬中不売也と申候、

当時綿金 壱 歩ニ百目改正ニ廿四 五目、 御城下ニ而ハ先分損金ニ而、 壱本廿四

Ŧi. 両より廿弐両位、 福島ハ廿弐両位より拾八両位と申候、大下落ニ成、正

之損物ハ生糸、次ニ繰綿、 二月ニ相成候ハ、、 仙府も同様下り可申候、木綿追々下直ニ可相成候、 世上一統持合分大損金也、 金詰も諸国一 統詰る成 当分

買入之品ハ何品共ニ損金ニ成、

此近辺葉英先買入五割余、七割倍之損、

穀物も追々下直に成、江戸表両に弐石四・五半より弐石程、

仙府ハ七升壱歩、古川辺九升、若柳八升、

福しまも金壱歩ニ六升より五升五合、同所大ツ七升高也

秋中ハ四升位三升七合、

御 :城下表肴高直者無類也、 御城下始より無之大高直、 中見世商 7 不印、 福 島

而 *)* \ 田作小壱升六百五拾文、 余 ハ右に准る也、 右何茂珍敷高 直 也、 古 ハ 此

辺三而小壱升三十三文位也、

御 浜 る、 京守護職会津様は 御早ニ而御 被遊候上、 も御 屋形様御発足、 無之候御身ニ而ハ、 Þ 漁事 此辺 指留也、 無之凶年より六ツ敷、 ハ遠奥ニ而、 !登仙、 御上京可被遊旨、 然ニ京 御買入之蒸気船未不相廻、 道中大取込之由也、 西国方之御相手ニ成 ・上方ハ弥騒 右戦場 合戦等無之 へハ御無用、 御早打仙着に付、 動、 将軍様ニハ北国方へ御しのひ被遊候 由 合戦有之候間、 也、 |宜く候、 御見合被遊、 延引に付、 追々 大晦日限り御一 如 何、 当殿 御出立御 早速御嗣 何様 様ニ 玉 門様中: *)* \ 延引、 方ハ御 御家 子 様 督未 御定 御供 御 金に困

由

統

8

中

郡 々村 々、 、 御年貢より諸納半 -納二而、 越年に成よしなり、